

国立大学法人大分大学非識別加工情報の利用に係る手数料細則

平成30年2月26日

平成30年細則第2号

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学非識別加工情報等の適切な管理のための措置に関する規程（平成30年規程第4号）第35条第2項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の非識別加工情報（以下「非識別加工情報」という。）の利用に係る手数料に関し、必要な事項を定める。

(契約の締結による手数料の額)

第2条 非識別加工情報の利用に係る契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項及び第2項の規定により第三者に対する意見書提出の機会の付与する場合は、当該第三者1人につき210円
- (2) 非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (3) 非識別加工情報の作成を外部委託する場合は、当該受託者に対して支払う額

(既作成の非識別加工情報に係る手数料)

第3条 法人において既に作成された非識別加工情報に係る提案を、当初作成した者以外の者から受ける場合は、当該非識別加工情報の作成に当たり支払われた手数料と同額とする。

(事業の変更に係る手数料)

第4条 非識別加工情報の提供を受けた者が、当該非識別加工情報について、利用目的の変更、利用期間の延長等により、その用に供する事業を変更しようとするときの手数は、12,600円とする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、法人における非識別加工情報の利用に係る手数料に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年2月26日から施行する。